

補助金の交付状況に係る調書【平成29年度交付分】

補助金の名称		犬山市文化協会補助金(犬山市社会教育団体育成補助金)		市の担当部課	教育部文化スポーツ課		
				問い合わせ先	0568-44-0353		
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		犬山市文化協会		代表者名	会長 山田昌宏		
関係規定	法令	—		条例	—		
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市社会教育団体育成補助金等交付要綱		
補助事業者の選定方法(公募又は特定団体)		特定団体への補助	補助開始年度	昭和47年度	補助終了年度	未設定	
特定団体への補助の理由(公募で選定しない理由)		市の事業である市民展を受託し、文協まつり、市民芸能祭、市民茶会等を自主的に開催するなど、市の文化振興に貢献している団体であるため。					
市が補助金を交付する公益上の必要性(何をどうしたいのか)		犬山市文化協会は、市の文化振興のため、市民展への協力をはじめ、自主的な活動として市民芸能祭、市民茶会等を開催している社会教育団体である。団体の育成を図り、持続的な活動を支援するために、当該補助金の交付は必要である。					
補助金の額 ()は一般財源の額		平成27年度実績	平成28年度実績	平成29年度実績	平成30年度予算		
		1,000,000 円	1,000,000 円	1,000,000 円	1,000,000 円		
		(1,000,000 円)	(1,000,000 円)	(1,000,000 円)	(1,000,000 円)		
市の補助金を使って実施した事業の内容		会員550名が主体となり、市民が参加でき、かつ、市民の文化芸術の向上が図られる事業「文協まつり」、「市民芸能祭」、「市民茶会」を実施した外、美術部、文芸部、芸能部、茶華道部の4部会が各々の事業を展開した。					
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)		2,747,277 円			
		うち補助事業全体の経費		1,497,277 円			
		うち補助対象経費		1,497,277 円			
		補助対象経費の内訳		各部事業助成金(美術部、芸能部、茶道部、文芸部)		850,000 円	
				文協まつり事業費		171,068 円	
				県文連負担金		64,000 円	
				「文化協会だより」発行費(年3回)		148,650 円	
				役員研修会補助金		85,000 円	
事務費(主に消耗品費、通信費)				178,559 円			
補助額の算出方法		補助率、補助額		定額1,000,000円			
		補助限度額		未設定			
		精算の有無(変更交付)	無	その理由	H29年度は精算なし。前金払のため、計画変更等があった場合は、犬山市補助金等交付規則に基づき精算を行う。		
補助金を交付して市が得たメリット(何がどうなったのか)		会員550名が、「文協まつり」、「市民芸能祭」、「市民茶会」等市民参加型の事業を展開することで、市民の文化芸術の振興に寄与した。また、会員の生きがいがつくり、居場所づくりに貢献しており、市民の心の健康づくりの一助となった。					
その他参考事項		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)		190,457 円			
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)		190,457 円			
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無				有	

※平成29年度の実績に基づき作成しています。